

委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	議会広報広聴委員会
参加委員 ◎委員長 ○副委員長	◎菊地とも子 ○ 矢吹哲哉、 渡部一樹、蛭川靖弘、遠藤吉正、関本美樹子 齋藤仁一、田中雅人、五十嵐吉也

1 本市の課題と視察の目的

「議会モニター制度の導入」について、導入における課題や制度の内容・実施方法について本委員会の立場から調査・研究するものである。

2 実施概要

実施日時	視察先	岩手県雫石町議会
令和4年9月21日（水） 14時～15時20分	担当部局	議会運営委員会
視察項目	議会モニター制度について	
報告内容	(1) 議会モニター制度の背景 令和2年6月にモニター9名を委嘱し、制度がスタートした。 雫石町議会基本条例第2条第3項「町民にわかりやすく、関心が持たれる議会運営をするため、町民の参加意欲を高めるよう努める」と規定し、これまで常任委員会が主体となり各種団体との意見交換会や町民と議会との懇談会を開催してきたが、さらに町民の関心と参加意欲を高めるため、女性や若者の考えを聴く機会の創設が必要とされモニター制度が設置された。 (2) 目的 町民の意見を広く聴取し、町民に関心が持たれる議会運営を行うことを目的とする。 (3) 職務 本会議・委員会の傍聴・議会ホームページ閲覧・議会中継の視聴・議会だよりの閲読の内から1つ以上を選択し、随時文書若しくは電子メールまたはモニター会議の場で意見・感想を述べる。 (4) 資格 雫石町内に住所を有する18歳以上の者で議員・議員だった者を除く (5) 定数及び任期 定数10人以内（議長が認めるときは増員可）、任期2年間 (6) 謝金等 無報酬、費用弁償のみ支給	

	(7) 活動スケジュール【1期目】		
	月日	事項	備考
	R 2. 4 月 1 日	モニター設置規定施行	
	R 2. 4 月下旬	議会だより・議会ホームページに、モニター募集記事掲載	
	R 2. 6 月下旬	議会モニター委嘱	9 名委嘱、意見及び感想を随時受付
	R 2. 7 月下旬	議会だより・議会ホームページでモニター紹介	
	R 3. 2 月上旬	議会モニター会議開催	
	※モニター設置規定施行 (R2. 4. 1) ※モニター実施要領策定 (R3. 4. 15) ※議会運営委員会により運営		
考 察 (まとめ)	雫石町議会のモニター制度は、今年度で 2 期目、1 期目はほぼ定数を満たしていたが、2 期目は現在のところ定数割れとなっている。持続可能な取組みが重要な視点と感じられる。 一般住民から率直な意見を聞くことができおり、議会として気づかされる点が多々あることからモニター制度の導入は、議会改革の点から有効な手段であると考えられる。 本委員会も開かれた議会を目指し議会改革を実行中であることから、今後、市民参加型のモニター制度もその大きな役割を果たすことになると思う。今回の研修内容を検討し、制度の導入を進めていく必要がある。		

※視察先の写真、資料等の添付